

令和7年度 岐阜県立郡上北高等学校「いじめ防止基本方針」

Ⅰ いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 本校の基本理念

本校は、すべての心理的又は物理的な人権侵害や生徒が心身の苦痛を感じていることをいじめとして捉え、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識と現在も潜在しているかもしれないという危機感を持って未然防止に努め、早期発見、早期対応並びに重大事態に真摯な対応を行う。

(2) 本校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめに向かわない態度、能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、「学校いじめ防止プログラム」を定める。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・けんかやふざけ合いに見える場合や当該生徒がいじめではないと訴えている場合でも、背景にある事情を調査し、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。
- ・いじめに関わる行為が止んでいる（解決した）と即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等のあり方についてのマニュアルを定める。（「早期発見・事案対応マニュアル」の策定等）
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進するとともに自己肯定感や自己有用感を育む教育活動に努める。
- ・教職員は日頃から相談しやすい環境づくりに努める。
- ・教職員は生徒の小さな変化を見逃すことなくアンテナを高くし、重症化する前に、早期対応する。また、連絡を密にし、個ではなく組織として対応する。
- ・保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにホームページに掲載するとともに、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔名称〕『いじめ防止対策委員会』

〔構成員〕＜学校関係者＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任、生徒指導部、
スクール相談員、教育相談担当、担任、養護教諭

＜第 三 者＞ 弁護士、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表

〔目的と運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応策を実効的かつ組織的に行うことを目的とする。
- ・いじめ防止の観点では、いじめに向かわない態度、能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、学校いじめ防止プログラムをつくる。
- ・年2回開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。
- ・いじめと思われる事案の発生時には、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、事態の対応に当たる。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応 【対応の手順】

①『被害者、加害者の事実関係の把握』（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）

②『管理職』へ報告 いじめ認知

③『校内いじめ対策委員会』実施

いじめとして対処すべき事案か否か、指導のレベル判断（人権侵害に当たるかどうか）

【構成員】校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、1～3年学年主任、該当担任、

関係職員、生徒指導部員、養護教諭

※判断材料が不足しているときはさらに調査

いじめとして認定



『いじめに該当』

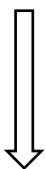
『いじめに非該当』



重大事態以外

重大事態

学年等による指導・経過観察



学年等による指導・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、指示を仰ぐ

・『いじめ防止対策委員会』実施〔学校関係者と第三者委員〕

・必要に応じて、警察署、郡上市児童家庭課等連携する

④『生徒指導部会』実施

⑤『生徒指導委員会実施』 支援・指導の方針決定

○『保護者への説明』（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）

○『被害生徒のケア』（教育相談と連携し支援、専門家によるケアも要請する）

○『加害生徒の指導』（成育歴や家庭環境等の背景を考慮する）

○『県教育委員会へ連絡』（地域担当生徒指導主事へ連絡）

⑥『経過の見守り』（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）

当該生徒に対する支援は次の条件が満たされるまで継続する。

①いじめに係る行為が止んでいること。（3ヶ月を目安とする。）

②被害生徒が心身の苦痛を感じてなくなっていること。被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。なお、いじめが解消されたと判断しても、再発防止に向けた取り組みは続ける。



『報告書の作成』（経過、背景、対応、結果等）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申出があったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査を行わないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

・学校主体による調査を実施する場合は「いじめ防止対策委員会」を開催する。

・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ(心理検査、いじめ調査、迷惑調査の原本等)や、聞き取りの結果を記録した文書、調査報告書の保存期間は、当該生徒の卒業後5年間とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを把握する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し支援・指導に積極的に利用する。

学校いじめ防止プログラム(年間計画)

月	行 事	目 的	取 組 内 容
4	始業式・入学式 ホームページへのアップ	・いじめ未然防止の理念の周知	・保護者、生徒への本校の基本方針について説明
	新入生オリエンテーション	・安心できる生活を生み出す	・いじめ防止に関する講話
	情報モラル講話	・SNSによるいじめ防止	・外部講師による情報モラル教育
	第1回校内いじめ防止職員研修及び情報交換会	・いじめに係る教職員の資質能力の向上と生徒情報の共有	・いじめ防止基本方針の確認 ・配慮を必要とする生徒の共通理解
	教育相談週間(二者懇談)	・生徒の生活状況等の把握	・担任との懇談
5	第1回 i-check 調査	・生徒理解	・総合質問紙調査
	情報交換会	・いじめの早期発見と未然防止	・配慮を必要とする生徒の共通理解
	いじめ防止講座講話	・いじめを未然防止	・担当弁護士の方による講演
	第1回いじめ防止対策委員会	・いじめの未然防止と対応の確認	・現状の確認、基本方針の検討、年間指導計画
6	職員研修(教育相談)	・教員の資質向上	・教育相談に関しての実践的な研修
	第1回いじめアンケート	・いじめ、迷惑行為の早期発見と予防	・いじめ、迷惑調査(全校) 第1回県いじめ調査(4～7月)
	情報交換会	・いじめの早期発見と未然防止	・配慮を必要とする生徒の共通理解
7	SOSの出し方教育	・自殺未然防止	・スクールカウンセラーによる講話
	情報交換会	・いじめの早期発見と未然防止	・配慮を必要とする生徒の共通理解
	三者面談	・いじめの早期発見	・生活状況の報告と家庭生活の状況や相談等の把握
8	教育相談週間(二者懇談)	・生徒の生活状況等の把握	・担任との懇談
	情報交換会	・生徒情報の共有	・夏季休業明けの生徒情報交換
9	情報交換会	・いじめの早期発見と未然防止	・配慮を必要とする生徒の共通理解
10	第2回 i-check 調査	・生徒理解	・総合質問紙調査
	情報交換会	・いじめの早期発見と未然防止	・配慮を必要とする生徒の共通理解
11	第2回いじめアンケート	・いじめ、迷惑行為の早期発見と予防	・いじめ、迷惑調査(全校) 第2回県いじめ調査(8～11月)
	人権講話	・人権意識向上	・外部講師による人権講話

月	行 事	目 的	取 組 内 容
12	三者面談	・いじめの早期発見	・生活状況の報告と家庭生活の状況や相談等の把握
1	第3回いじめアンケート	・いじめ、迷惑行為の早期発見と予防	・いじめ、迷惑調査(全校) 第2回県いじめ調査(11~1月)
	情報交換会	・生徒情報の共有	・冬季休業明けの生徒情報交換
2	情報交換会	・いじめの早期発見と未然防止	・配慮を必要とする生徒の共通理解
	第2回いじめ防止対策委員会	・取組の報告と検証	・取組の報告と課題の整理
3	県いじめ調査	・実態の把握と対応状況の調査	・第3回県いじめ調査(1~3月)
	第2回校内いじめ防止職員研修及び情報交換会	・来年度に向けての方針の確認と生徒情報の共有	・取組の振り返りと課題の確認 ・生徒情報の申し送り

◎いじめが起こった場合上記以外にもいじめ、迷惑に関するアンケート等の状況確認調査を実施。